

令和6年度 枚方市保健所運営協議会

次 第

日 時：令和7年1月22日（水）午後2時～4時

場 所：枚方市役所第3分館（旧市民会館）

3階第3会議室

1. 令和5年度の取組について
2. 保健所各課からの報告について

保健医療課：保健所移転について

保健衛生課：動物愛護管理行政について
～猫不妊手術費補助金制度～

保健予防課：感染症予防の取り組みについて

3. 移管業務について

□ 資 料

- 資料 1 枚方市保健所運営協議会委員名簿
- 資料 2 枚方市保健所運営協議会に係る関係例規
- 資料 3 【保健医療課】保健所の移転について
- 資料 4 【保健衛生課】動物愛護管理行政について
～猫不妊手術費補助金制度～
- 資料 5 【保健予防課】感染症予防の取り組みについて
- 資料 6 移管業務について

別 冊 令和5年度 年報

枚方市保健所運営協議会 委員名簿

(全22人・会長、副会長を除き50音順・敬称略)

| | 氏名 | ふりがな | 所属 / 役職等 |
|-----|--------|-----------|-----------------------|
| 会長 | 渡邊 一男 | わたなべ かずお | 枚方市医師会 会長 |
| 副会長 | 長谷 晋吾 | はせ しんご | 枚方市歯科医師会 会長 |
| 副会長 | 上羽 敏明 | うえば としあき | 枚方市薬剤師会 会長 |
| 委員 | 伊藤 高博 | いとう たかひろ | 枚方寝屋川消防組合 消防本部 消防長 |
| | 岩田 和彦 | いわた かずひこ | 大阪精神医療センター 院長 |
| | 大崎 明信 | おおさき あきのぶ | 枚方市保健所公衆衛生協力会 会長 |
| | 狩野 雅彦 | かの まさひこ | 枚方市学校保健会 理事 |
| | 川崎 和彦 | かわさき かずひこ | 大阪府枚方警察署 署長 |
| | 木村 剛 | きむら たけし | 枚方公済病院 院長 |
| | 草川 晴美 | くさかわ はるみ | 北大阪労働基準監督署 署長 |
| | 甲田 勝康 | こうだ かつやす | 関西医科大学 教授 |
| | 白石 真理子 | しらいし まりこ | 枚方市健康づくり食生活改善協議会 会長 |
| | 月城 亜由美 | つきしろ あゆみ | 枚方市訪問看護ステーション連絡会 会長※ |
| | 豊田 久子 | とよだ ひさこ | 大阪府助産師会 枚方班 班長 |
| | 長谷川 睦 | はせがわ むつみ | 北大阪商工会議所 中小企業相談所地域振興課 |
| | 福間 眞智子 | ふくま まちこ | 枚方市民生委員児童委員協議会 会長 |
| | 古満 園美 | ふるみつ そのみ | 枚方市社会福祉協議会 会長 |
| | 細野 昇 | ほその のぼる | 星ヶ丘医療センター 院長 |
| | 松田 公志 | まつだ ただし | 関西医科大学附属病院 病院長 |
| | 百田 義弘 | ももた よしひろ | 大阪歯科大学 教授 |
| | 森 貴彦 | もり たかひこ | 大阪府交野警察署 署長 |
| | 矢部 武士 | やべ たけし | 摂南大学薬学部 教授 |

※臨時委員は、所属/役職等の後に※を付しています。

○枚方市保健所運営協議会条例

平成25年12月9日 条例第39号

改正 平成29年9月13日 条例第40号

令和4年6月16日 条例第20号

(設置)

第1条 地域保健法（昭和22年法律第101号）第11条の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市保健所に、枚方市保健所運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(担当事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、枚方市保健所の所管区域内の地域保健及び枚方市保健所の運営に関する事項について調査審議する。

2 協議会は、前項に規定する事項について市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健又は医療に係る関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、協議会の担当事務に関し市長が適当と認める者

(委員の委嘱)

第4条 委員の委嘱期間は、2年（委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあっては、2年以内）とする。

2 補欠の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残期間とする。

3 委員の再度の委嘱は、妨げない。

(臨時委員)

第5条 市長は、協議会の担当事務に関し必要があると認めるときは、臨時委員を委嘱することができる。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長及び副会長2人以内を置く。

2 会長及び副会長は、委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の互選によって定める。ただし、副会長については、会長が必要と認めるときは、その指名により定めることができる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序により、その職務を行う。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長（会長が定められていない場合にあっては、市長）が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前3項に定めるもののほか、協議会の会議については、枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）第5条第2項の規定の例による。

（会議の公開等）

第8条 協議会の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

- (1) 枚方市情報公開条例（平成29年枚方市条例第40号）第5条に規定する非公開情報が含まれる事項に関する調査審議等を行う会議
- (2) 公開することにより、公正かつ円滑な調査審議等が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議

2 協議会の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

（部会）

第9条 会長は、協議会の担当事務に関し必要があると認めるときは、協議会に部会を置くことができる。

- 2 前3条の規定は、部会について準用する。
- 3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

（関係者に対する協力要請）

第10条 協議会は、担当事務に関し必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提供、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（委員の守秘義務）

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則〔平成29年9月13日条例第40号抄〕

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔令和4年6月16日条例第20号抄〕

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

案件

保健所の移転について

保健医療課

1. 政策等の背景・目的及び効果

現在の保健所は、執務スペース等が狭隘であり、かつ、築後60年以上が経過し、老朽化が進んでいます。そのため、枚方市駅周辺再整備にあたり、現在の保健センターを改修して令和7年度中に保健所を移転する計画としており、現在、改修工事を実施しています。

また、移転を契機として、市立ひらかた病院及び三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）の拠点である枚方市医師会館に隣接している立地を生かし、関係機関・団体との連携をより一層深めながら、健康危機事象の発生時には保健所内に枚方市保健医療調整本部を立ち上げ、構成員である市立ひらかた病院や三師会等と協力して保健医療活動にあたるなど、平時・災害時を通じて健康危機管理の拠点となるよう取り組んでいきます。

さらに、DXの推進に努め、市民・事業者の利便性向上を図りながら、本市の健康医療施策を効率的・効果的に推進できるような組織のあり方についてもあわせて検討を行い、保健所機能のさらなる強化に向けて取り組んでいきます。

2. 内容

(1) 主な機能強化策

①健康危機への対応

- 健康危機事象発生時に保健医療調整本部等として活用できる可動式会議室の整備
- レイアウト変更への柔軟な対応が可能となるフリーアドレス制の採用
- 健康危機管理（災害・感染症など）の拠点として平時からの関係機関・団体との連携強化

②DXの推進

- 保健衛生行政におけるDX推進（電子申請・キャッシュレス決済など）による市民・事業者の利便性向上
- オンライン環境整備による庁内各部署や国・府等とのコミュニケーション機能の充実

③地域保健の充実

- 秘匿性の高い相談（精神保健・性感染症など）のため複数の市民が同時に来所しても安心して個別に対応できる相談室の確保
- 地域保健の充実に向けた地域活動との連携強化

⇒上記を効率的・効果的に推進できる組織体制のあり方の検討及び執務環境の整備

(2) 諸室の配置等

別添のレイアウト概要図（案）を参照

3. 実施時期等

| | |
|---------|------------------------|
| 令和6年11月 | 市民福祉委員協議会に報告 |
| 令和6年12月 | 保健所移転に係る補正予算の提出 |
| 令和7年3月 | 保健所移転に係る当初予算・財産取得議案の提出 |
| 令和7年5月末 | 改修工事の完了 |
| 令和7年7月 | 枚方市保健所の移転 |

4. 総合計画等における根拠・位置付け

| | | |
|------|-------|------------------------|
| 総合計画 | 基本目標 | 健やかに、生きがいを持って暮らせるまち |
| | 施策目標6 | 誰もがいつまでも心身ともに健康に暮らせるまち |



5. 関係法令・条例等

地域保健法
枚方市保健所条例

6. 事業費・財源及びコスト

保健所移転経費

《事業費》 63,087千円

(内訳) 委託料：29,632千円 (検査室・X線機器移設)

工事費：8,455千円 (電話工事)

備品購入費：25,000千円 (什器)

《財源》 国庫支出金：495千円

(内訳) 感染症予防事業等国庫負担金 [X線機器移設費が対象：負担率1/2]

それ以外は一般財源

保健所移転準備経費

《事業費》 303,635千円

(内訳) 委託料：11,860千円 (実施設計委託)

工事費：291,775千円

保健センター本館リニューアル工事 (建築工事)：107,305千円

保健センター本館リニューアル工事 (機械設備工事)：118,800千円

保健センター本館リニューアル工事 (電気設備工事)：65,670千円

《財源》 国庫支出金：5,000千円

(内訳) 動物収容・譲渡対策施設整備費補助金

[動物収容施設整備費が対象：国庫補助基本額5,000千円]

それ以外は一般財源

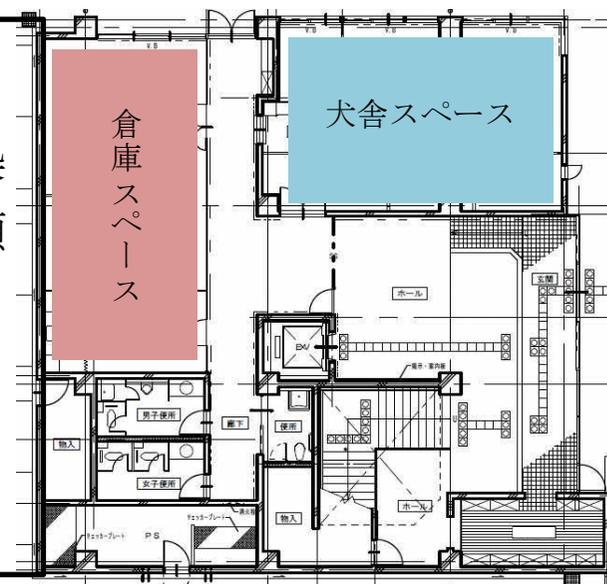
レイアウト概要図（案）

< 1階 >



○犬舎スペース…防音室内に動物用シャワーや猫用飼育スペース、感染症対策としての隔離部屋を備え、成犬2頭と成猫8頭の同時飼養が可能（従来は成犬2頭または成猫4頭）

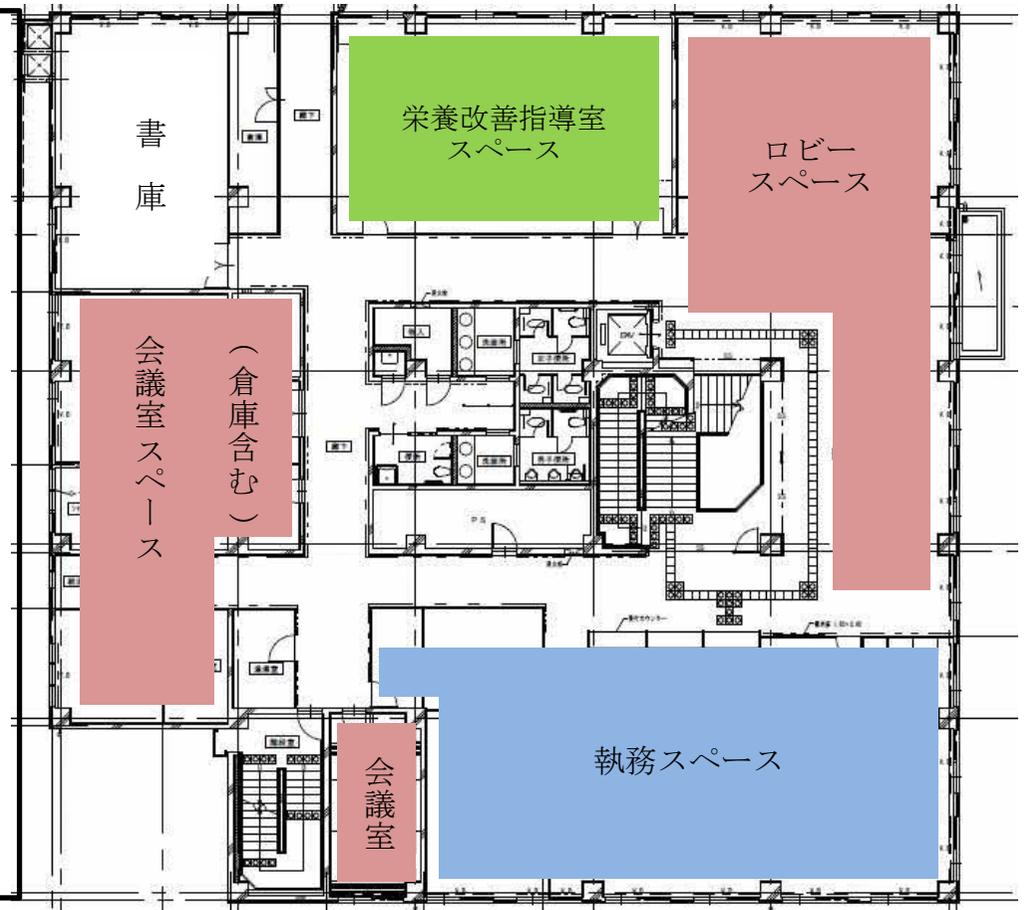
○倉庫スペース…危機事象対応のために必要な資機材等の収納が可能



< 2階 >

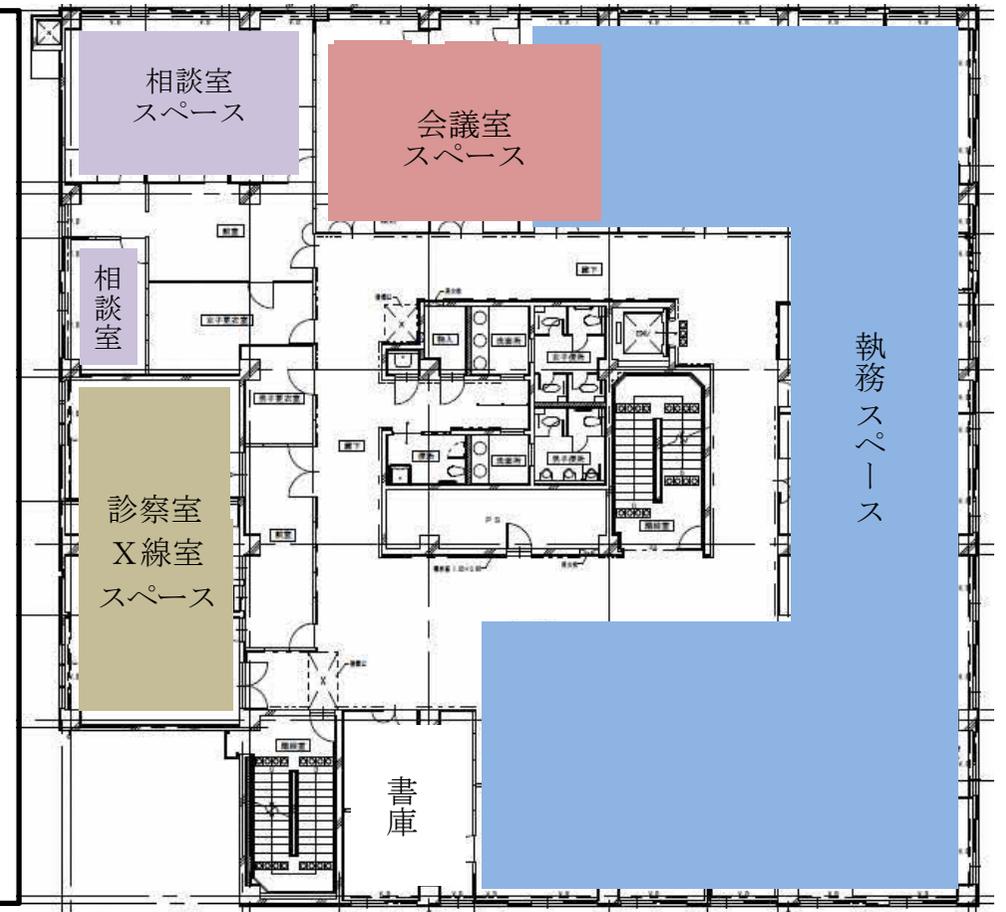
4

- 執務スペース…保健衛生課が執務予定
危機事象発生時における応援体制等
を考慮してフリーアドレス制を採用
- ロビースペース…来所者への対応が可能なロビーと
して利用
イベント開催や危機事象発生時に
おける応援者の活動スペース等に
活用可能
- 栄養改善指導室スペース…現在の機能のまま存続
地域活動との連携時に
利用可能



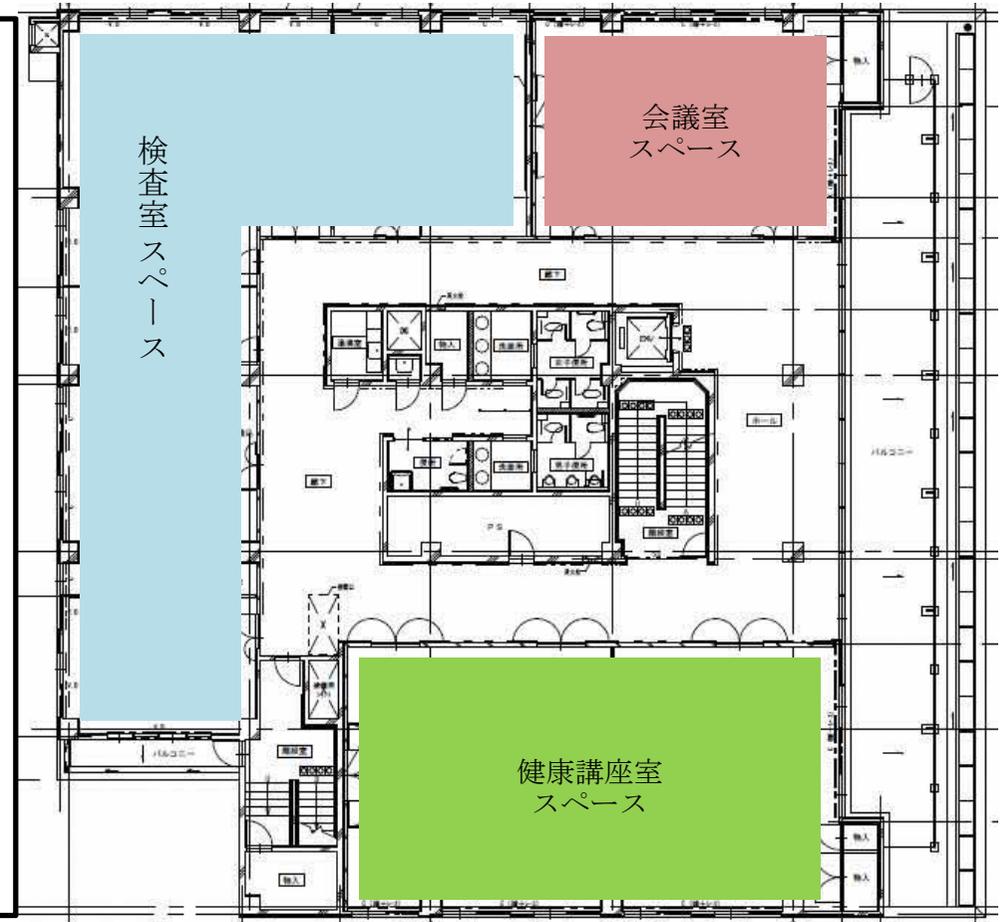
< 3階 >

- 執務スペース…保健医療課・保健予防課が執務予定
危機事象発生時における応援体制等
を考慮してフリーアドレス制を採用
- 会議室スペース…一部、可動壁とし、執務スペース
や、危機事象発生時等に保健医療
調整本部等として利用可能
- 相談室スペース…複数から同時に秘匿性の高い相談
があった場合にも対応できるよう
複数の相談室を整備
- 診察室・X線室スペース…現保健所で実施している
結核検診等を継続実施



< 4階 >

- 検査室スペース…現保健所で実施している微生物検査、理化学検査等を継続実施
- 会議室スペース…現在の機能のまま存続
危機事象発生時に応援を受けた場合等に利用可能
- 健康講座室スペース…現在の機能のまま存続
地域活動との連携時に利用可能



動物愛護管理行政について ～猫不妊手術費補助金制度～

保健衛生課

保健衛生課 環境衛生係 動物担当の業務

- 狂犬病予防業務(犬の登録・鑑札と注射済票の交付・犬の捕獲)
- 動物愛護管理業務
 - 動物愛護啓発(しつけ方教室、パネル展等)
 - 犬・猫の苦情相談(迷惑・犬が人を咬んだ)
 - 犬・猫の引取り
 - 犬・猫の譲渡
 - 猫不妊手術費補助金交付



猫の苦情

- 野良猫が庭で糞や尿をして困る
- 野良猫に車を傷つけられた
- 野良猫にエサをやる人がいて猫が集まって困る
- 野良猫が庭で子猫を産んだ
- 放し飼いの飼い猫が庭に来て糞や尿をして困る
- 多頭飼育(近隣への臭い、本人が飼えない)



猫の不妊手術

猫に避妊・去勢手術を施して子猫を産まないようにする手術

効果

野良猫

- 子猫が増えないようにすることで糞尿などの被害増加を防ぐ

飼い猫

- 猫が外に出た時や逸走した時の予期せぬ繁殖を防ぐ
- 多頭飼育崩壊の予防

猫不妊手術費補助金制度(地域猫以外)

- 猫の不妊手術を行った市民に補助金を交付

飼い猫 3,500円

野良猫 10,000円

※手術費が補助額に満たない場合は実費

地域猫については
後ほどご説明します

野良猫は耳にV字カットが必須(手術済の目印)



猫不妊手術費補助金制度(地域猫以外)の手続き

- 飼い猫

飼い主が動物病院に猫を連れていく→手術→交付申請→補助金交付

- 野良猫

市民が野良猫を捕獲→動物病院に連れていく→手術→

リリースまたは野良猫の飼い主を探す→交付申請→補助金交付

野良猫の捕まえ方



野良猫の捕まえ方



野良猫の捕まえ方



野良猫の捕まえ方



猫不妊手術費補助金制度(地域猫)

枚方市保健所に地域猫活動の届出をした場合、地域猫の不妊手術費に補助金を交付

- オス 15,000円
- メス 20,000円

※手術費が補助額に満たない場合は実費



地域猫

- 地域の理解と協力を得て、地域の認知と合意が得られている、特定の飼い主のいない猫

※枚方市地域猫活動ガイドラインより

地域猫活動

地域猫の管理方法

- 地域住民や自治会の理解を得る
- 地域猫として管理する猫を把握する
- エサを与える場所と時間を決めて食後すぐ片付ける
- トイレを設置する
- 不妊手術を施し耳にV字カットをする(手術済の目印)
- 慣れている猫は飼い猫として飼う

地域猫活動の効果

野良猫の子猫が生まれただけではない

- 地域環境の改善
- 食べ残しの放置による環境悪化↓
- 食べ残しに群がる野生鳥獣↓
- トイレを設置することで糞尿被害↓
- 将来的に野良猫が減少



猫不妊手術費補助金制度のあゆみ

- 平成17年 猫の不妊手術費補助金制度開始 補助額 3,500円(オスメス野良飼い)
- 平成28年 地域猫の不妊手術費補助金制度開始 補助額 オス10,000円、メス15,000円
- 令和5年 野良猫(地域猫以外)の補助額を5,000円に増額(飼い猫は3,500円)
- 令和6年 地域猫の補助額をオス15,000円、メス20,000円に増額
野良猫(地域猫以外)の補助額を10,000円に増額(飼い猫は3,500円)

申請数の推移

地域猫以外

| 年度 | 申請数 |
|---------|----------|
| R1(H31) | 900(230) |
| R2 | 900(185) |
| R3 | 900(216) |
| R4 | 746(188) |
| R5 | 484(124) |

地域猫

| 年度 | 団体数 | 申請数 |
|---------|-----|-----|
| R1(H31) | 5 | 54 |
| R2 | 3 | 22 |
| R3 | 5 | 19 |
| R4 | 6 | 27 |
| R5 | 7 | 22 |

※()は野良猫の数

猫不妊手術費補助金制度の今後

- 効果検証を行う(路上で死んだ猫の数の推移、野良猫の相談件数など)
- 地域猫活動についてもっと知ってもらう
(広報ひらかた、動画作成など)
- 枚方市に適した制度を考える
(様々なご意見をふまえて…)



動物愛護管理の理念



ペットの終生飼養は飼い主の責務です

動物愛護管理の理念

- 保健所で収容した犬猫を譲渡しています



新しい飼い主募集中です





新しい飼い主募集中です



新しい飼い主募集中です



ご清聴ありがとうございました



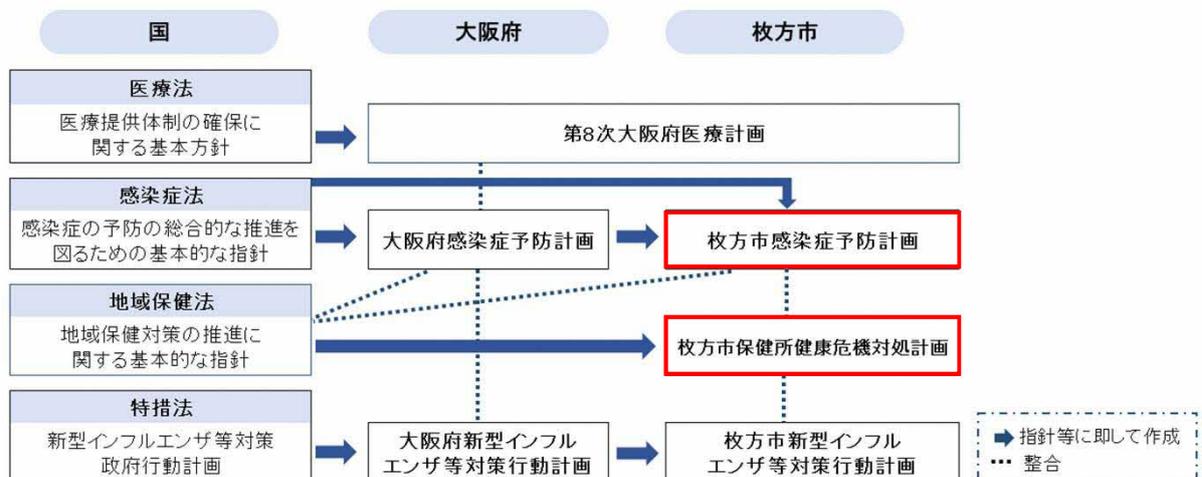
令和7年1月22日
枚方市保健所運営協議会

感染症予防の取り組みについて

保健予防課

感染症予防計画及び健康危機対処計画の策定

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ改正された感染症法に基づき、令和6年3月に「枚方市感染症予防計画」及び「枚方市保健所健康危機対処計画」を策定



枚方市感染症予防計画

発生予防・まん延防止

- * 感染症発生動向調査
- * 対人・対物措置
- * 予防接種

検査の実施体制等

- * 市保健所における検査の実施能力
- * 関係機関との連携

医療提供体制の確保

(医療措置協定や要請等は大阪府が実施)

- * 入院体制
- * 発熱外来体制
- * 自宅療養者等への医療
- * 後方支援体制・医療人材派遣体制
- * 個人防護具、医薬品の備蓄・確保

患者の移送体制

- * 車両の確保、民間移送機関等への業務委託等
- * 医療機関、消防機関との連携

保健所の体制の確保

- * 人員体制、業務の効率化
- * 応援体制の整備

人材の養成・資質向上

- * 感染症対策に従事する人材の養成・資質向上
- * 感染症有事体制に構成される職員への研修

人権の尊重

- * 正しい知識の普及
- * 差別や偏見の解消

その他

- * 感染症に関する情報収集、調査研究
- * 宿泊施設の確保
- * 緊急時における国等との連携
- * 院内感染、施設内感染防止
- * 薬剤耐性対策
- * 特定感染症予防指針等に定められた疾患への対応
(結核、HIV、性感染症、麻しん、風しん、蚊媒感染症)

3

健康危機対処計画

感染症による健康被害の未然防止及びその対応等のため、平時や感染症発生時における保健所内の組織体制や業務体制について記載

業務量の想定

BCPの考え方を踏まえた通常業務の優先度を定め、新型コロナウイルス感染症対応時に大阪府で一元化した業務や、市において委託した業務などを整理

人員数の想定

予防計画を踏まえ、人員確保や人材育成について記載

関係機関との連携

- * 大阪健康安全基盤研究所
- * 医療機関、薬局
- * 訪問看護事業所等
- * 学校、消防等

情報管理・リスクコミュニケーション

個人情報の保護に留意するとともに、感染症に係る情報が迅速に把握できるようシステムの構築を図る。
適切な感染予防策を実施できるよう、また、患者等に対する偏見や差別が生じないように、知識の普及・啓発を行う

組織体制

- * 管理責任者の明確化や、所内各課の役割分担、時間外・休日の体制など所内体制の整備
- * マニュアル作成等、平時からの受援体制の整備
- * 感染症対策やメンタルヘルス対策等、職員の安全管理・健康管理
- * 受援や物資の保管に使用するスペースの確保や、必要となる感染対策物資・資機材の想定、保健所における備蓄の状況など

業務体制

- 以下の業務に対応できるよう、マニュアルや資料を備え、関係機関との協議や訓練を実施する
- * 相談
 - * 地域の医療・検査体制整備
 - * 積極的疫学調査
 - * 健康観察・生活支援
 - * 移送
 - * 入院調整
 - * 水際対策

4

R6年度の取り組み

人材の養成

感染症対策に従事する職員（保健予防課保健師）

| 研修内容 | 主催 | 回数 |
|------------|-----------|----|
| 性感染症に関する研修 | エイズ予防財団等 | 5回 |
| 結核に関する研修 | 結核予防会等 | 5回 |
| 集団発生対策 | 国立保健医療科学院 | 1回 |
| 感染症危機管理研修 | 国立感染症研究所 | 1回 |
| 患者の移送訓練 | 枚方市保健所 | 1回 |

移送訓練



感染症有事体制に構成される職員（保健所職員、庁内保健師）

| 研修内容 | 時期(回数) | 対象 | 参加者数 |
|-------------------------|---------|-------------------------|------|
| PPE着脱訓練 | 6月(3回) | 保健所職員 まるっとこどもセンター保健師 | 50名 |
| 感染症に関する講義 積極的疫学調査の演習 | 12月(2回) | 庁内保健師 | 42名 |

PPE着脱訓練

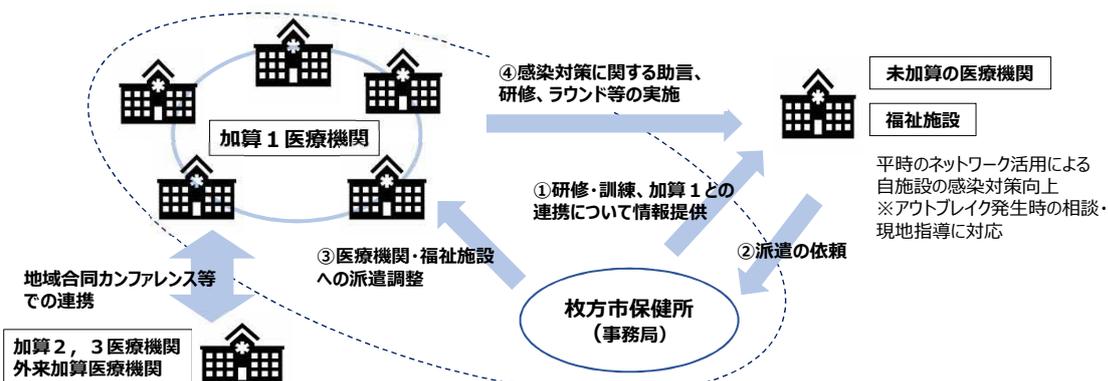


6

枚方市感染症ネットワーク会議

医療・福祉施設での感染症への対応力向上のため、保健所と感染対策向上加算1(※)医療機関で「枚方市感染症ネットワーク会議」を開催

※組織的な感染防止対策につき、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関
(市立ひらかた病院、関西医科大学附属病院、枚方公済病院、佐藤病院、星ヶ丘医療センター)



7

枚方市感染症ネットワーク会議

✦ 市内24病院を対象とした講演会を実施

テーマ：「地域ネットワークの意義を考える」

講師：市立ひらかた病院 特命顧問／大阪医科薬科大学 功労教授 浮村 聡氏

開催日：令和6年9月27日(金)

参加病院：11か所

✦ 高齢者入所施設を対象とした感染症予防対策研修を実施

テーマ：「コロナ禍を振り返り、施設における感染予防対策を考えよう！」

講師：社会医療法人美杉会佐藤病院

医療安全管理室 感染担当 三浦利恵子氏

開催日：令和6年10月17日(木)

参加施設：22か所



8

R7年度のトピックス

大阪・関西万博における感染症強化サーベイランス

2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)

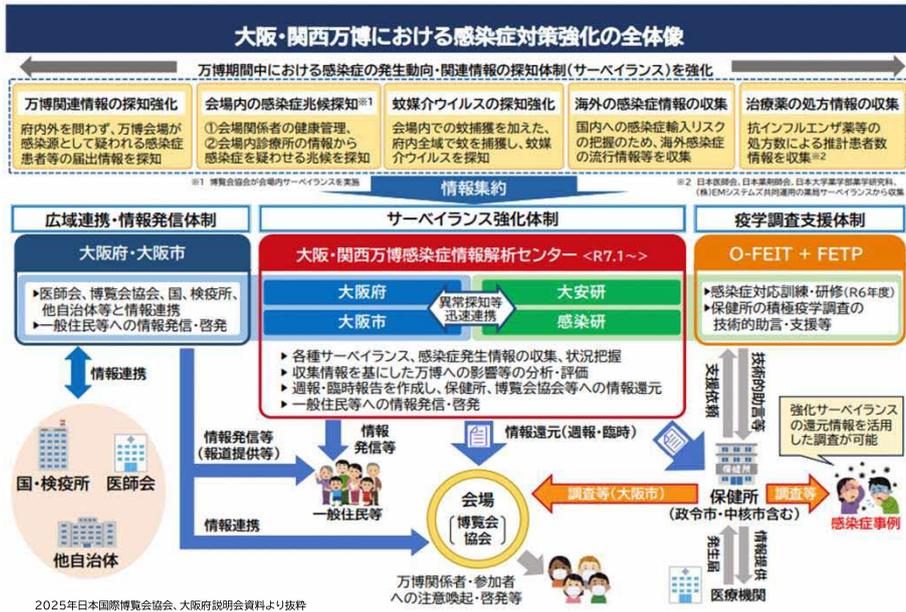
【会 期】 令和7年4月13日～10月13日

➔ 184日間 (半年間)

食中毒が発生しやすい時期、蚊の繁殖の時期を含む

【来場者数】 約2,820万人(想定) ➔ 大阪、関西に国内外から人が集まる
※1割(約350万人)が海外からの渡航者と想定

大阪・関西万博における感染症強化サーベイランス



大阪・関西万博における感染症強化サーベイランス

強化サーベイランス

感染症発生に係る届出の徹底

万博関係者及び万博来場者に係る情報の報告

自治体間の情報共有

感染症発生時の関係者間の連絡・協力体制の確保 など

強化サーベイランス
対象疾患

麻しん（はしか）、侵襲性髄膜炎菌感染症、中東呼吸器症候群（MERS）
万博会場で提供された食品に関連した腸管出血性大腸菌感染症

実施期間

令和7年3月13日～11月13日
（開会1か月前から閉会1か月後まで）

令和6年度 枚方市役所 事務分掌（保健所分抜粋）

保健医療課

- (1) 保健衛生及び地域医療に係る企画及び調整並びに指導に関する事。
- (2) 健康危機管理の総括に関する事。
- (3) 受動喫煙対策に関する事。
- (4) 特定給食施設等の栄養指導に関する事。
- (5) 保健衛生に係る調査及び統計に関する事。
- (6) 医事及び薬事に関する事。
- (7) 精神保健に関する事。
- (8) 自殺予防対策に関する事。
- (9) 保健活動に係る専門職の育成及び指導の総合調整に関する事。
- (10) 保健所の事務の調整に関する事。
- (11) 保健所庁舎に関する事。
- (12) 保健所運営協議会及び自殺対策計画審議会に関する事。ただし、他の課の所管するものを除く。

保健衛生課

- (1) 食品衛生に関する事。
- (2) 環境衛生に関する事。
- (3) 狂犬病予防並びに動物の愛護及び管理に関する事。
- (4) 衛生上の試験及び検査に関する事。
- (5) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)に基づく浄化槽に係る届出の受付、指導等に関する事。
- (6) 専用水道及び簡易専用水道等に係る届出の受付及び指導に関する事。
- (7) 墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可等に関する事。

保健予防課

- (1) 感染症の対策及び予防に関する事。
- (2) 難病の対策等に関する事。
- (3) 予防接種に関する事。
- (4) 小児慢性特定疾病医療費の支給認定及び指定小児慢性特定疾病医療機関に関する事。
- (5) 特定不妊治療費及び不育症治療費の助成に関する事。
- (6) 原子爆弾被爆者の医療等に関する事。
- (7) 石綿健康被害救済給付の申請の受付に関する事。
- (8) ウイルス性肝炎等の重症化予防の推進に関する事。
- (9) 感染症診査協議会、感染症発生動向調査委員会、小児慢性特定疾病審査会及び予防接種健康被害調査会に関する事。ただし、他の課の所管するものを除く。

条例が全面施行される令和7年4月からの飲食店に対する指導等の権限は、

- ① 令和2年4月以降に営業を開始した飲食店（客席面積に関わらず）・・・保健所設置市
- ② 令和2年4月以前に営業を開始した客席面積が30㎡以下及び100㎡超の飲食店・・・保健所設置市
- ③ 令和2年4月以前に営業を開始した客席面積30㎡超100㎡以下の飲食店・・・大阪府

| 飲食店区分 (営業開始日) | 新規飲食店 (R2/4/1日以降に営業開始) | | 既存飲食店 (R2/4/1以前から営業) | |
|------------------|---------------------------|----------|-------------------------|---------------------------------|
| | 面積 | | 面積 | |
| 100㎡超 | 法の経過措置なし | ① 保健所設置市 | 措置なし | ② 保健所設置市 |
| 30㎡超 100㎡以下 | | ① 保健所設置市 | 法の経過措置中 | ③ 大阪府 (うち喫煙可能店届出件数 約19,000件) |
| 30㎡以下 | | ① 保健所設置市 | | ② 保健所設置市 |

健康増進法と大阪府受動喫煙防止条例の条項をもとに作成

※府内の飲食店は約90,000店舗

※③については、権限移譲しない場合においても「営業開始日」や「客席面積」など保健所設置市で確認事務が発生

健康保険禁煙治療費
適用の
自己負担額
最大2万円
補助

市禁煙推進キャラクター
「スワン」



対象

- ・枚方市民 1人1回
- ・保険適用の禁煙治療の5回の通院を完了し禁煙に成功した人

詳しくはこちら↓



禁煙治療にかかった治療費(薬剤費含む)自己負担額について最大2万円補助します。
事前申請が必要です。



禁煙治療終了後、半年間禁煙が継続した人に「ひらかたポイント」1,000ポイント付与します。ポイント付与には利用者登録が必要です。

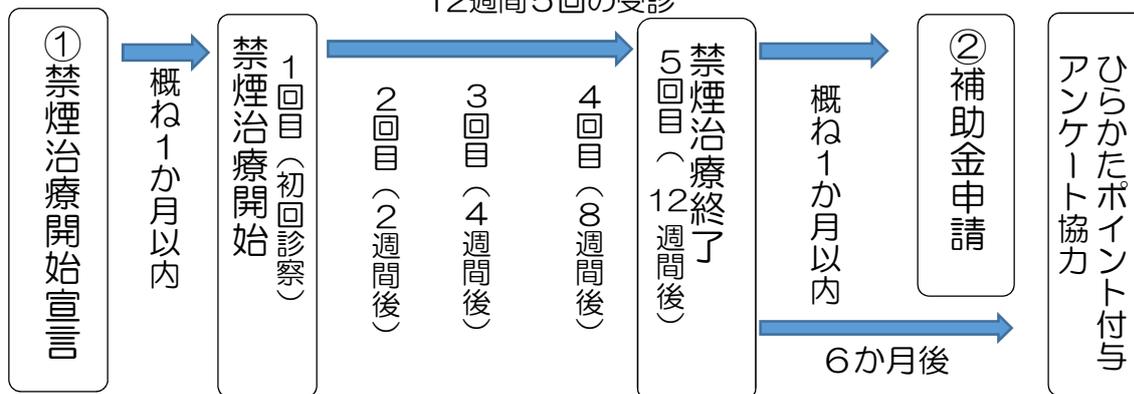
<問い合わせ> 枚方市保健所 保健医療課
〒573-0027 枚方市大垣内町2-2-2
TEL:072-807-7623 FAX:072-845-0685
e-mail:hoiryo@city.hirakata.osaka.jp

内容

- 禁煙治療費（薬剤費含む）の自己負担額（上限20,000円）
※他の助成制度により自己負担額の減額や付加給付等を受けている場合はその額を除いた金額
 ※禁煙治療終了後、半年間禁煙が継続した人にひらかたポイント1,000ポイント付与します。
 付与方法は対象者にお知らせします。

流れ

（標準禁煙治療プログラム 標準的なスケジュール）
 12週間5回の受診



必要な書類

| 使用時期 | 書類名称 |
|---------------------------------|--|
| ①【禁煙治療前】 禁煙治療開始宣言 (郵送・持参) | 禁煙外来治療開始届出書（様式第1号）※インターネット申請時は不要 |
| | 禁煙治療前アンケート ※インターネット申請時は不要 |
| | 【添付書類】健康保険証写し ※インターネット申請時は写真をアップロード |
| ②【禁煙治療後】 補助金申請 (郵送・持参) | 枚方市禁煙外来治療費補助金交付申請書兼口座振込依頼書（様式第2号） ※インターネット申請時は不要 |
| | 禁煙治療後アンケート ※インターネット申請時は不要 |
| | 【添付書類】禁煙治療にかかった費用の額を証明できる全ての書類の 原本 （領収書や診療明細など）※インターネット申請時は写真をアップロード |
| | 【添付書類】健康保険証写し ※インターネット申請時は写真をアップロード |

必要書類はホームページからダウンロードできます。 ホームページからインターネット申請も可能です。

注意事項

- 補助金申請はFAXやメールでは受付できません。
インターネット申請の場合は専用フォームより申請してください。
- 以下の場合は保健医療課へご連絡ください。
禁煙治療を開始したが、途中で中止した場合
氏名、住所または電話番号など連絡先が変わった場合
- 何らかの事情で枚方市に住民登録の無い人はご相談ください。



<問い合わせ> 枚方市保健所 保健医療課
 〒573-0027 枚方市大垣内町2-2-2
 TEL:072-807-7623 FAX:072-845-0685
 e-mail:hoiry@city.hirakata.osaka.jp